

広島県告示第六百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、北広島町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、北広島町長から届出があつた。

平成二十一年七月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

		大字		上	欄
戸谷		作山 (耕地部)			
両吉中 (山林部)		三五九九の一		地 番	
		戸谷		下	欄
猿飛 (山林部)		鍛原 (山林部)			
		五七二七から五七二九まで、甲五七三〇、乙五七三〇、五七三一から五七三九まで、甲五七四〇の一、甲五七四〇の二、乙五七四〇、五七四一から五七四五まで、甲五七四六、乙五七四六、五七四七、甲五七四八、乙五七四八、甲五七四九、乙五七四九、甲五七五〇、乙五七五〇			